

# 奈良県がん患者に対する口腔ケア対策支援事業 公募型プロポーザル説明書

## 1 摘要

奈良県がん患者に対する口腔ケア対策支援事業を実施（受託）する事業者を公募するにあたり、その募集手続き等必要な事項を定めるものとします。

## 2 委託業務の概要

### (1) 業務名

平成27年度奈良県がん患者に対する口腔ケア対策支援事業委託業務

### (2) 目的

がん治療において、歯科医療従事者が提供する口腔ケアや歯科治療は、がん患者のQOL向上のために重要な支持療法です。また、がん患者の口腔ケアや医科歯科連携の必要性が増していくなか、連携の推進や歯科医療従事者の質の向上を進めることを目的としています。

### (3) 委託内容

上記の目的を達成するため以下の事業を実施するものとし、詳細は委託業務仕様書のとおりとします。

- ① 歯科医療の推進及医科歯科連携体制を構築する観点から、歯科衛生士を配置又は派遣し、歯科診療のないがん診療病院において、がん患者の口腔管理等を行うこと。
- ② 地域の実情に応じて、口腔管理に関わる人材の育成や歯科医師に対するがん治療に関する研修会の実施及び医科歯科連携構築に資する業務を計画的かつ効果的に行うこと。

### (4) 企画提案書等作成に係る経費

企画提案書等の作成及び提出に要した経費は提出者の負担とします。

### (5) 委託料

3,859,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とします。

ただし、国の交付金等の状況により、契約内容を変更する場合があります。

### (6) 委託期間

平成27年5月20日から平成28年3月31日

## 3 提出書類

プロポーザルに参加を希望する事業者は、次の書類を作成して提出して下さい。

### (1) 実施（受諾）希望届

① 提出期限 平成27年4月28日（火）午後5時00分まで

② 提出先 「6 担当部局」に同じ

③ 提出方法 持参または郵送に限ります。

（郵送の場合は提出期限必着とし、担当者に事前に電話連絡のうえ、書留郵便により提出すること。）

④ 提出物 実施（受諾）希望届 1部

### (2) 企画提案書

- ①提出期限 平成27年5月15日（金）午後5時00分まで  
②提出先 「6 担当部局」に同じ  
③提出方法 持参または郵送に限ります。  
(郵送の場合は提出期限必着とし、担当者に事前に電話連絡のうえ、書留郵便により提出すること。)

④提出物

下記書類について原本1部、コピー4部を提出すること。

- ・企画提案書（様式任意 サイズはA4またはA3）
- ・希望者概要書（様式1）・・・会社概要などがあれば添付すること。
- ・類似業務受注実績（様式2）・・・成果物などがあれば添付すること。
- ・委託業務実施体制（様式3）
- ・見積書（様式4）

(3) 質問の受付

- ①受付期間 平成27年4月20日（月）から  
平成27年5月8日（金）午後5時00分まで
- ②受付方法 ファクシミリ又は電子メールに限る。質問票（様式5）に質問事項を記載のうえ送信すること。  
※ 送信後、必ず電話にて送信した旨を連絡すること。  
※ 電話・来訪など口頭による質問は受け付けません。
- ③質問先 「6 担当部局」に同じ
- ④回答方法 参加申込者全員にファクシミリにより5月12日（火）までに回答します。  
※個別には回答しません。また、質問者名は掲載しません。

提出のあった企画提案書等について、奈良県がん患者に対する口腔ケア対策支援委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）の審査により最優秀提案者を選定します。

なお、選定委員会が必要と認めた場合には、提案者のヒアリングを実施します。

4 委託事業者の選定

(1) 企画提案書等の評価

① 企画提案書等の評価は、選定委員会により、次の評価項目等について採点を行うものとし、各委員の採点結果を合計した点数を提案者の得点とし、最も評価の高い一事業者を契約の相手方として選定します。

- 1) 業務実績、人的構成等に照らして、当該業務を適切かつ確実に遂行することができる能力、知識及び経験を有すること。（40点）
- 2) 企画提案内容が、当該業務の効果的・効率的な推進に資するものであること。（30点）
- 3) 見積金額及び積算内訳が適切で、提案内容と均衡の取れた合理的なものとなっていること。（30点）

- ② 提出のあった企画提案書等について、委員会が必要と認めたときはプレゼンテーション及びヒアリングを行うことがあります。
- ③ プレゼンテーション及びヒアリングを実施する場合は、平成27年5月19日（火）に行う予定です。プレゼンテーション及びヒアリングを実施する場合は、後日対象者に対して通知します。
- ④ 選定結果は、企画提案書等を提出した事業者のみに対して書面で通知します。

## (2) 事業者との契約

- ① 選定された者は、通知があり次第、県担当者と打合せを行い、委託業務契約書を締結した後、速やかに業務に着手してください。
- ② 当企画提案書でなされた有効な提案については、実施するように努めてください。
- ③ 企画提案書、参加申込書その他に虚偽の記載をした場合は、当該業務の企画提案書等を無効とし、契約締結後には、契約を解除することがあります。
- ④ 契約に係る損害賠償及び契約の解除については、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）に定めるところによります。
- ⑤ 契約締結後、契約の相手方が次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を解除することがあります。また、契約を解除した場合は、損害賠償義務が生じます。
  - 1) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店または営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
  - 2) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
  - 3) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
  - 4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
  - 5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
  - 6) 本契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が上記1) から5) のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
  - 7) 本契約に係る下請契約等に当たって、上記1) から5) のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合〔上記6) に該当する場合を除く。〕において、奈良県が奈良県との契約の相手方に対して下請契約等の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。
  - 8) 本契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を甲に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

## (3) その他

採択された事業計画は、県との協議等により、修正・変更を行う場合があります。

## 5 その他

- (1) 提出された書類は返却しません。また、提出した企画提案書を奈良県に無断で他に使用することはできません。
- (2) 提出された提案書等は、審査作業に必要な範囲において複製を行う場合があります。
- (3) 選定結果として、提案書等を提出した者の名称、審査結果概要等の情報公開を行う場合があります。また、県民等からの情報公開の請求に応じて提案書等の開示を行う場合があります。
- (4) 選定結果に対しての異議申し立ては受け付けません。
- (5) 募集及び契約については、県の都合により中止することがあります。この場合、損害賠償は行いません。
- (6) 委託業務の詳細事項及び業務の進め方等については、奈良県保健予防課の指示に従わなければなりません。
- (7) 委託期間中において、委託業務の中間報告を求めたときは、速やかに報告しなければなりません。

## 6 担当部局

〒630-8501 奈良市登大路町30番地 奈良県庁主棟 3階

奈良県医療政策部保健予防課がん対策係

電 話 0742-27-8928 F A X 0742-27-8262

電子メールアドレス cancer@office.pref.nara.lg.jp